

■第2節 核医学診断料

- 通則1. 同一のラジオアイソトープを用いて、区分番号「D292」に掲げる体外からの計測によらない諸検査若しくは区分番号「D293」に掲げるシンチグラム(画像を伴わないもの)の項に掲げる検査又は区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)から区分番号「E101-4」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。
2. 核医学診断の費用は、区分番号「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)から区分番号「E101-5」乳房用ポジトロン断層撮影までに掲げる各区分の所定点数及び区分番号「E102」に掲げる核医学診断の所定点数を合算した点数により算定する。
3. 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、120点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。

留意点 (令和8年3月5日 保医発0305第6号)

- 1 核医学診断に係る一般的事項
「1」に規定する核医学診断に係る所定点数とは、「E100」シンチグラム(画像を伴うもの)から「E101-5」乳房用ポジトロン断層撮影までに掲げる所定点数及び「E102」核医学診断に掲げる所定点数を合算した点数をいう。
- 2 「3」に規定する画像を電子化して管理及び保存した場合とは、デジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理した場合をいい、フィルムへのプリントアウトを行った場合にも当該加算を算定することができるが、本加算を算定した場合には当該フィルムの費用は算定できない。
- 3 ラジオアイソトープの費用
ラジオアイソトープの費用を算定する場合は、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の定めるところによる。